

漁業用燃料等の原油、原材料の高騰に関する緊急決議

国際的な原油、原材料価格の未曾有の高騰により、出漁の断念や廃業者の発生など農林漁業者の経営は危機的局面に立たされている。また、中小企業をはじめ建設業、運送業等の各産業分野、個人の生活に至るまで、多方面にわたり深刻な影響が生じている。

そこで、国は、国民生活を守るため強力なリーダーシップを発揮し、責任を持って下記のとおり、緊急に、具体的かつ実効性ある対策を講じるよう、決議する。

- ・ 漁業用燃料の高騰対策について、燃油高騰緊急対策事業を継続するとともに、漁業現場の声に基づき、燃油価格の高騰に対する必要な補填措置等、より実効性、速効性のある新たな制度の導入など抜本的かつ緊急の対策を講じること。

また、新たな推進機関の導入や施設・設備等の省エネルギー化、さらには天然ガス等の安価な新エネルギー利用促進のための技術開発と実用化を早急に行うこと。

- ・ 配合飼料価格安定制度及び経営安定対策の充実・強化を図るなど、畜産物価格の安定に必要な施策を講じること。
- ・ 農業用燃料・資材の低廉化を図るため、燃油価格の高騰に対する必要な補填措置等、急激な価格の高騰による影響を緩和するための、より実効性、速効性のある仕組みなどの措置を講じるとともに、施設園芸における省エネルギー利用のための技術開発・普及を促進すること。
- ・ 中小企業に対し、政府系金融機関による円滑な資金供給を図るとともに、民間金融機関に対し、積極的に中小企業向け融資を行うよう要請すること。

また、セーフティーネット保証の対象業種の更なる拡大を図るなど、より一層円滑な資金調達を支援すること。

- ・ 最近の原油価格の高騰は、産業界にとどまらず、住民への日常的な福祉サービスの提供においても大きな影響が生じており、原油価格の高騰から住民のくらしと安心を守るための緊急的な財政支援を講じること。
- ・ 国際社会と協調して、現在のような市場がマネーゲーム化している状況を収束させ、国際的な経済活動を秩序あるものにするよう、強いリーダーシップを発揮すること。

平成 20 年 7 月 18 日

全国知事会